

オープンカウンター方式による見積依頼等について

- ・ 随意契約を前提とした見積依頼です。
- ・ 期日までに提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示された事業者を契約相手方といたします。
- ・ 参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、参加下さい。

〈留意事項〉

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書並びに見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とする。

2 仕様書に関する問い合わせ先

参加を希望する方は、以下の要領でご連絡ください。
担当者より仕様書等を返信いたします。

メールアドレス：ms-keiyaku-tantou@cs.atla.mod.go.jp

メール件名：○C№○○「件名」 仕様書送信依頼（○Cは、オープンカウンターの略称です。）

メール本文：住所、社名、連絡先及びご担当者氏名

なお、3開庁日を経過しても返信がない場合は、恐れ入りますが、各案件に記載の内線番号までご連絡ください。

代表03-3411-0151（内線）各案件の連絡先番号

（電話対応は、08時30分から17時15分の間。（行政機関の休日及び12時00分から13時00分の時間帯を除く）

3 見積書の提出先

〒154-8511

東京都世田谷区池尻1-2-24

防衛装備庁 新世代装備研究所 総務課 調達係

見積書は、メール添付による送付、持参、郵送を問わず、締切日時必着とし、
郵送される場合は封筒の表に「○C№○○「件名」見積書在中」と朱書きして下さい。

4 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積書は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税抜き）を記載して下さい。

従って、契約金額は、見積書に記載されている金額に消費税を加えた金額となります。

5 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者には防衛装備庁新世代装備研究所から連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記2に問い合わせいただければ決定業者と金額についてお伝えいたします。

6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規則に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

7 支払について

納品後、もしくは役務完了後に諸手続が終了いたしましたら、ご指定の金融機関へ振り込みで支払いをいたします。

8 その他

- （１） 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- （２） 上記４において、同価の見積が２人以上ある場合は、予算決算及び会計令第８３条の規定に準じて、「くじ引き」により契約の相手方を決定します。
- （３） 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- （４） 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に同等品の申請を行い、その承認を得るものとします。
- （５） 同等品の申請は、対象案件を公表した日から起算して５日目（行政機関の休日に関する法律(昭和６３年法律第９１号)第１条第１項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）を基準とし、公募時において定めた期限までに提出するものとします。
- （６） 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。